

# 意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局  
放送政策課 御中

郵便番号 460-8388  
          あいちけんなごやし    なかくちよだ  
住    所 愛知県名古屋市中区千代田二丁目15番18号  
          かぶしきがいしゃ    あいち  
氏    名 株式会社エフエム愛知

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」  
(案) に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見要旨

頁	項目	意見要旨
13～14頁	実現する放送	「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」の言及を評価する。
16～17頁	世帯カバー率	放送開始5年後90%の世帯カバー率を実現は厳しく、事業参入条件ではなく努力目標とし、事業者の経営計画に任せてほしい。
23～24頁	地方ブロック分け	ブロック分けは住民の生活圏などを考慮する事を望む。特に中部ブロックは様々な環境が異なるため、北陸地方と分けた方が地域に濃い情報が発信できる。
24頁	地方ブロックの周波数割当てと申請	地方ブロック分けと周波数を国が定めるのを希望する。また地方ブロックの申請が無い地区があった場合でも、既に申請した地区については処理する制度にしてほしい。
30頁	ハード・ソフト分離制度の導入	地上放送局はソフト・ハード共に責任を持って事業しており、分離方式はなじまない。しかし分離制度導入の場合は、ハード事業者が優先的にソフト事業者になれる措置は賛成である。またソフト事業者には何らかの認定制は必要。
34頁	事業規律 サイマル放送の扱い	アナログ放送のサイマル放送を想定した事に感謝したい。しかしサイマル放送の増加を抑えるため新規コンテンツが多い事業者を優先することは、数が問題ではない筈で最終的には利用者が評価する。よって優遇制は不要と思う。
39頁	端末普及の施策	新規性のみ着目すれば有料放送であっても便利で機能が豊富であればその事業者は優位であり、地域情報に重点を置き住民の安全に役立つ無料放送を考える事業者は評価されない。事業者選定に当たっては利用者重視で考え再考してほしい。
42頁	技術方式の在り方 地方ブロック向け放送	地方ブロック向け放送の技術方式を1とする案は賛成であり、その方式も実績のあるISDB-Tsbを希望。更に全国向け放送も同じISDB-T系とすれば、受信機コストも下がり端末が普及する。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
13 -14	27-33 1-表内	<p>第2章 実現する放送</p> <p>これらの視点に加え、新たな放送の実現による「産業の振興」「コンテンツ市場の振興」「国際競争力の強化」「通信・放送融合型サービスの実現」「地域振興」「地域情報の確保」といった求められる理念の確保を勘案しつつ、議論を積み重ねた結果、「全国向けマルチメディア放送、「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」、「デジタル新型コミュニティ放送」の三つのタイプの放送（以下これらを総称して「マルチメディア放送」という）の実現が適当であると考えた。</p> <p>これらの放送の「制度化の理念」や「ビジネスモデルのイメージ（料金、サービス内容等）」はそれぞれ、次のとおりである。</p>	<p>実現する放送として、「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」と言及しており、更に「既存ラジオ放送のノウハウの活用、サイマル放送あり、と既存ラジオ局の参入を考慮していることを高く評価したい。</p> <p>これを最終制度化まで変わらない事を希望する。</p>
16 -17	28-31 1-2	<p>第3章 周波数の割当て</p> <p>1 サービスエリアにおける世帯カバー率</p> <p>これらを総合的に勘案すれば、マルチメディア放送については、従来の地上放送と同様に、より多くの国民にサービスが提供されるよう、当該放送を行う事業者には、サービスエリアにおいて、「あまねく受信」できるように努めることを求めることが適当である。こうした努力義務に加え、「開始5年後に90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件にすること等により制度的に確保することも考えられる。</p>	<p>放送局である以上サービスエリアにおいて「あまねく受信」努力は当然であるが、地方ブロック向けデジタルラジオ放送にも「開始5年後90%の世帯カバー率実現」の条件は非常に厳しいものと言わざるを得ない。</p> <p>ハード事業参入に際してインフラ整備は莫大な資金が必要で、世帯カバー率の実現を参入条件でなく努力目標としておき、90%達成年度は利用者の要望と事業者の自主性のある経営計画に任せるべきである。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
23 -24	33-34 1-2	<p>3 新たな周波数割当て方法の検討 (2)「地方ブロック向け放送」</p> <p>これまでみたとおり(第2章)、「地方ブロック向け放送」については、「地方ブロック」を誰がどのように区分けをするか、(例えば、どの位の数の県を1のブロックとするか)が今後の検討に委ねられている。</p>	<p>ブロック分けに関しては事業者任せでなく国が決めてほしい。</p> <p>報告書案のNHKの地方番組審議会の区分け案や自民党の道州制推進委員会案も考慮する必要もあると思うが、日頃の経済の結び付きや交通・文化・住民の生活圏や放送局と地域の拘わりを考慮した上でブロック分けを望みたい。</p> <p>特に試案の中部ブロックエリアは北陸地方を含んだ広範囲な設定で、地域情報と言っても生活実態、経済環境が異なるためと、山脈に遮られた物理的交通時間の大きさと地域住民の生活時間から車でのマルチメディア放送の利用を考えれば、北陸地方と中部地方は分けた方がより地域に必要な濃い情報が発信出来る。</p>
24	12-22	<p>このため、「地方ブロック向け放送」の周波数の割当て方法については、こうした点を十分に踏まえつつ、今後更に検討を行うことが適当である。</p> <p>なお、参入の形態について、上記②の方法をとった場合には、実際に申請が行われない地方ブロックが生じることも予想される。</p> <p>こうした場合には、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請があった地方ブロックでの放送も含め「地方ブロック向け放送」への割当てを止めて、すべて「全国向け放送」に改めた上で</li> </ul>	<p>国が地方ブロックの区分けやその地方ブロック利用条件をあらかじめ定める②の場合を希望する。参入事業者任せでは調整が取れない場合が起こり得ると危惧する。</p> <p>国がブロック用チャンネルを設定し放送事業者が申請する場合、申請のない地方ブロックが生じた場合は申請のあったブロックまで割当てを止める、とあるのは申請した事業者の事業意</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
30	8-21	<p>再度参入希望者を募集すること、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とりあえず申請があった地方ブロックについて処理を行うこと (その地方については申請を待つこと)</li> </ul> <p>等の対応が考えられるが、国民のニーズや周波数の有効利用等を踏まえ、更に検討することが必要である。</p> <p>第4章 制度のありかた</p> <p>ウ ハード・ソフト分離制度の導入</p> <p>この点、マルチメディア放送については、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方ブロック向け放送」について、ソフト事業者を地方ブロックごとにした上で、ハード事業者を全国で1とすること、</li> </ul> <p>等も想定され、このような事業展開の柔軟性を確保するためには、ハード事業者とソフト事業者が異なることを許容する「ハード・ソフト分離」の制度の活用を可能とすることが考えられる。</p> <p>また、マルチメディア放送のハード整備には、多額の資金が必要であると見込まれている。</p> <p>これから市場を立ち上げる新たな放送であって、事業運営にリスクを伴うマルチメディア放送について、ソフト事業と切り離して、こうしたハード整備のみを一から行う者は一般には想定し難い。</p> <p>こうしたことから、ハード・ソフト分離の制度を導入した場合において、ハード整備のインセンティブを確保するためには、ハード事業者は、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるように措置することが考えられる。</p>	<p>欲を国が削ぐ事になり住民の失望感も大きい。この処置案は賛成できず、下段の「とりあえず申請のあったブロックについて処理する」制度にして戴きたい。</p> <p>懇談会当初の提案募集にあったとおり、地上放送局はハード・ソフト共に責任を負って事業しており、特に災害時においては放送設備の確保、災害情報の収集と地域住民の安全対策報道など、ソフト・ハード一体となった全社的な報道の使命を持った社員の熱意で作り上げるものである。地上デジタルラジオ放送でも地域社会への貢献、災害時放送等をサービスに掲げるので同様であり、ハード・ソフト分離方式はなじまないと考える。</p> <p>しかし分離制度導入の場合は報告案にある通り、「ハード事業者は一定の条件の下に優先的にソフト事業者となれるように措置する」ことは賛成である。そして現既存放送事業者で結果としてのソフト事業者が番組編成権を持てるような制度を考慮して戴きたい。</p> <p>但しソフト事業者に何らかの認定制を設ける</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
34	5-14	<p>3 事業規律 (1) 番組関係</p> <p>イ サイマル放送の扱い</p> <p>マルチメディア放送については、例えば「全国向け放送」ではBS放送やCS放送と同じ番組が、また、「地方ブロック向け放送」ではアナログラジオと同じ番組が放送されることも考えられる。</p> <p>こうしたサイマル放送については、マルチメディア放送において、国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、特段の制約を設ける必要はないと考えられる。</p> <p>ただし、サイマル放送が過度に増えることは、マルチメディア放送の新規性の観点から好ましくないことから、例えば、事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有する者を優遇すること等も考えられる。</p>	<p>ことは必要である。</p> <p>ラジオ事業者の参入によりアナログ放送のサイマル放送を想定した配慮に感謝したい。</p> <p>ラジオ事業経営では基幹となるアナログ放送を継続すると同時に、新メディアであるマルチメディア放送の利用者に利便性が高い新規コンテンツ制作に力を注ぐと共に、受信機の普及に貢献するにはサイマル放送は欠かせない。</p> <p>また新規コンテンツの番組を多く盛り込むためにはそれなりの帯域幅が必要となり、これも比較審査の対象となると思われるが、しかし新規数の多さが問題ではない筈で、事業者の努力を評価するのは最終的には利用者である。</p> <p>優遇制度は不要と考える。</p>
39	2-15	<p>(2) 番組関係以外</p> <p>エ 端末の普及の施策</p> <p>新たな放送であるマルチメディア放送が広く普及し、発展していくためには、対応する受信端末の普及が不可欠である。マルチメディア放送が「携帯端末向け」であることを踏まえれば、特に広く国民に普及している携帯電話端末に受信機能が付加されることが強く期待され、このほかにも、カーナビ、PHS等の様々な情報端</p>	<p>全国向けマルチメディア放送が主に携帯電話端末型の利用となり、地域ブロック向けデジタルラジオ放送はアンテナの関係で携帯電話よりやや大型な電子辞書型やPDA型端末も想定できるが、主力は車搭載型になると考えられる。</p> <p>これらの端末普及実現に事業者の施策を審査項目とするなどが提案されているが、新規性の</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
42	14-23	<p>末に受信機能が付加されたり、専用の受信端末が普及することが期待される。</p> <p>こうした「端末の普及」を実現するための手段としては、本サービスへの参入を希望している事業者の選定に当たり、受信端末の普及のための施策を審査項目とする等、事業者による取組を促進させるような仕組みを検討することも考えられる。</p> <p>第5章 技術方式の在り方</p> <p>1 基本的考え方 ア「地方ブロック向け放送」について</p> <p>「地方ブロック向け放送」は、地方ブロックごとに1のハード事業者とすることが望ましいことから、1の地方ブロック内で複数の技術方式が用いられることはない。</p> <p>また、仮に地方ブロックごとに異なる技術方式で放送されれば、一つの受信端末でその放送が受信できる地方ブロックと、受信できない地方ブロックが生ずることとなるが、これは、移動受信を前提とする放送として制度整備を図る趣旨に照らして適当ではない。このようなこと等から、「地方ブロック向け放送」については、1の技術方式を国内規格とすることが適当である。</p>	<p>みに着目すれば、有料ではあるがあれば便利な機能を重点的に開発している事業者が優位であり、地域の情報を更に蜜にした番組作りや、災害時の地域住民の安全を願ってデジタルを使って地域防災情報を無料放送で取組む事業者は評価されない事になる。</p> <p>事業者選定に当たって新規性ばかりに重点を置くのではなく、利用者の選択に任せた方が良く、よって審査項目に入れるのは再考願いたい。</p> <p>地方ブロック向け放送の技術方式を1とすることは賛成である。</p> <p>その技術方式は東京・大阪で実用化試験局放送として実績のあるISDB-Tsbを希望する。</p> <p>更に全国向けのマルチメディア放送も同じISDB-T系とすれば、受信機の製造コストも下げられ利用者にとって安価な情報端末として広く普及する事になる。</p>